

『改訂 葬儀概論』への補足

感染症法の改正と新型インフルエンザ対策

1. 感染症法の改正

(1) 感染症法の成立と改正履歴

感染症法（正式名「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」）は、平成10年公布された。これにより伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律が廃止された。

その後数度改正されたが、平成19年には結核予防法が統合された。平成20年新型インフルエンザ対策として大幅な改正が行われた。

(2) 感染症法の目的（付則に記述された内容）

人類は、これまで、^{しつせい}疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

(3) 感染症の定義と分類

「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱。

「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）

「三類感染症」とは、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

「四類感染症」とは、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、ポツリヌス症、マラリア、野兎病、以上のはか既に知られている感染性の疾病であって、動物

又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

「五類感染症」とは、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスピリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻疹、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、以上のはか既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く。）であって、同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

「新型インフルエンザ等感染症」とは、①新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）、②再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

「指定感染症」とは、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかる場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(4) 感染症の運用

①一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者については、それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

②新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

③一類感染症の無症状病原体保有者又は新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者については、それぞれ一類感染症の患者又は新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

(5) 都道府県知事が一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に対する措置

■ 健康診断

①当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせることを勧告することができる。

②都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとときは、当該勧告に係る感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

■ 就業制限

①当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

②当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれがなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

■感染症の病原体に汚染された場所の消毒

厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

■死体の移動制限等

- ①当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止することができる。
- ②病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。
- ③病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

2. 新型インフルエンザ

(1)新型インフルエンザのもたらす被害想定

パンデミック（世界的大流行）が危惧されている新型インフルエンザ。近年、鳥インフルエンザ（H5N1）が鳥から人に感染する事例が数多く報告されており、この鳥のインフルエンザウイルスが変異し、新型インフルエンザが発生する可能性が危惧されている。

その規模は、入院患者は53万人～200万人、死者は17万人～64万人と推定されている。これを上回る被害を想定する専門家も少なくない。

厚生労働省は08年3月、新型インフルエンザ専門家会議を開催、「新型インフルエンザガイドライン（フェーズ4以降）」を策定。

感染の被害をできる限り小さく抑え、被害が発生したときにはどう対策するかをガイドラインの形で提示した。病院では患者が病院に来ることにより他の患者に感染させることへの対策、また死者が出た場合の火葬についての注意事項を示した。

(2)火葬の円滑な推進

日本の火葬率は99.8%とほぼ100%近い。死者者が多数になった場合でも速やかに火葬が行える体制の整備が課題となる。

通常は24時間以内の火葬が禁じられているが、この場合は、感染防止の観点から24時間以内の火葬が勧められている。

市町村には「火葬体制の整備を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等」を講じよう求められている。

遺体の保存について記述されているのは火葬まで及び火葬が遅延した場合の対策である。

(3)遺体に接する者の感染防御策

火葬に携わる者には感染防御のための「手袋、サーナカルマスク等の物資の確保」が求められている。

遺体の一時的安置には季節等も考慮しつつ「公民館や公立の体育館等の施設又は保冷庫や保冷車など保冷機能を有する施設、遺体の保存のために必要な保冷剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性の納体袋（プラスティック製）等の物資を確保」することが求められている。

「継続的に遺体の移送作業に従事する者及び火葬作業に従事する者」について感染防御について定めている。対

象は葬祭従事者、遺体処置者、靈柩運送従事者、火葬場職員等であろう。

「手袋を着用し、血液・体液・分泌物(汗を除く)・排泄物などが飛散するおそれのある場合には、サーナカルマスク、眼の保護(フェイスシールド又はゴーグル)を使用するものとする。また、これらの器具が汚染された場合には、単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行う。」
とされている。

(4) 遺体取扱の際の遺族感情の考慮

ガイドラインでは遺体の取扱については感染防御のために納体袋に納めることを定めているが、遺族の感情、葬送文化、宗教感情への配慮を求めている。

(5) 感染対策

① 手指の衛生

流水、石鹼、アルコール製剤による手指消毒

② 手袋

作業時には手袋を着用。手袋は使い捨てを利用し、作業後は手指消毒を行う。

③ ガウンの着用

長袖ガウンを着用し、作業後廃棄する。

④ 清掃・消毒

処理に用いた場所、器具等の清掃、廃棄物は医療廃棄物として処理する。

〔注〕以上は2009年1月段階での記述である。感染症法および新型インフルエンザ対策は今後頻繁に変更される可能性がある。

● 感染症法については、

厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> →

「組織・法令」→「所管の法令、告示・通達等」→「厚生労働省法令等データベースシステム」

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>

→「法令検索」→「目次(体系)検索へ」→「法令検索」→「第3編 健康」→「第1章 健康」→ここから感染症法および施行令、施行規則等の最新の法令を入手できる。

● 新型インフルエンザ対策については、

厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> →

「健康」→「新型インフルエンザ対策」→「新型インフルエンザ対策関連情報」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou04/index.html> で詳細な情報を得ることができます。

〔訂正〕健康保険埋葬料(pl68)の記載について

医療保険制度が改正され、健康保険の下記の項目が2006年10月より実施されています。

	改正前	改正後
埋葬料 (費)	標準報酬月額の1カ月分(最低10万円) ※埋葬費は、埋葬料の範囲内で埋葬にかかる費用を支給	一律5万円 ※埋葬費は、5万円の範囲内で埋葬にかかる費用を支給
家族埋葬料	10万円	